

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は、昭和38年8月5日、資格喪失日は39年10月16日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年8月から39年9月までの標準報酬月額は、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から39年10月16日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和38年8月にA社に就職し、41年4月まで勤務していたはずなのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する失業保険被保険者離職証明書（事業主控）及び同僚の供述から、申立人は、昭和38年8月5日から41年4月15日までA社及びその関連会社で継続して勤務していたと認められる。

また、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人のものは無いが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）の記録から、申立人はA社において、昭和38年8月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、払出簿において、ほぼ同時期に、申立人と同様にA社で被保険者資格の取得記録がありながら、当該記録に係る被保険者原票の無い者が、申立人のほかに少なくとも5人確認できることから、同社に係る社会保険事務所の年金記録の管理は不適切であり、申立人の記録が欠落している可能性が高い。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出された後に、資格

の取得が取り消される場合においては、払出簿の記載事項を二重線で抹消するか、又は、備考欄にその旨を表示することとされているが、申立人の払出簿の記録についてはこのような処理を行った形跡は無い。

その上、社会保険事務所の記録から、申立人は、A社の関連会社であるC社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年10月16日に同僚80人と共に同社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人のA社における資格喪失日は同日と認められる。

これらを総合的に判断すると、昭和38年8月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年10月16日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、同年代の同僚の記録から1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和19年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年11月から20年10月までの標準報酬月額は1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から20年11月11日まで
昭和19年11月から21年2月まで、A社で勤務していたにもかかわらず、20年11月11日までの被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和17年7月1日に労働者年金保険（昭和19年6月から厚生年金保険となる。）の適用事業所となり、現存しているが、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の被保険者記録は無い。

しかし、申立人のA社入社から退職に至った事実経過、仕事内容の具体的な説明及び申立期間以前からA社で被保険者となっている同僚二人の供述等から、申立人は、昭和19年11月から21年2月まで、これら同僚二人と同じ業務内容、勤務形態で同社において勤務し、資材の運搬、撤去等の作業に従事していたと推認できる。

また、A社では、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等関係書類は既に廃棄しているため、詳細な状況は不明であるが、当社では、当時から全ての従業員について採用と同時に厚生年金保険又は船員保険に加入させていた。」としている。

一方、B社会保険事務所に現存するA社の被保険者名簿は、空襲によりいったん焼失したものを、戦後、同事務所が同社から提供を受けた資料に

基づいて復元したものであり、多くの健康保険番号の欠落が確認できる上、被保険者資格の取得年月日あるいは喪失年月日に係る記録が被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録とで相違している被保険者の割合が2割を超えているなど、復元された被保険者名簿の信憑性は必ずしも高くない。

また、厚生年金保険記号番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿も、被保険者名簿同様、戦後、復元されたものであり、氏名の記載の無い番号が相当数確認できることから、これによって被保険者名簿の復元をすることも困難な状況にある。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元が困難な状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年11月1日に被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと推認するのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から55年3月までの期間及び56年10月から61年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から55年3月まで
② 昭和56年10月から61年4月まで

申立期間①については、国民年金保険料の未納期間とされているが、父が保険料を納付したはずである。

申立期間②については、厚生年金保険に加入していたが、国民年金手帳に被保険者となった日が昭和54年7月13日、被保険者でなくなった日が61年5月12日と記録されており、重複して国民年金にも加入していたように思われる。その間の保険料も父が納付していたかもしれないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和54年7月13日に妻とともに国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、54年7月から55年3月までの保険料については、申立人及び妻ともに未納となっている。

また、申立人は当該期間の保険料納付は、亡くなった父が行ってくれていたはずであるとするのみで、申立人には当該期間の納付方法や納付金額などの記憶が定かでない。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人はB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和56年10月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し

た記録となっている上、申立期間当時に調製されているA市の国民年金被保険者名簿の収納記録欄には、申立期間②は資格喪失期間である旨記録されており、少なくとも昭和57年度以降はA市から申立人あてに納付書が送られていたとは考え難い。

また、申立人は当該期間についても、申立人がB社に勤務し、厚生年金保険に加入したことを知らない父が国民年金保険料を納付してくれていたはずであるとしており、申立人は納付についての記憶が定かでない。

さらに、申立人は、所持する国民年金手帳の記録欄に記載があることをもって、当該期間について国民年金保険料を納付したと主張しているが、何人が記載したとしても、同欄の記載内容が国民年金への加入及び保険料納付の事実を直ちに証明するものとはならない。

加えて、すべての申立期間について、申立人は国民年金保険料を納付していた事実をうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）を所持しておらず、ほかに保険料を納付していたことを示す周辺事情も見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月から24年5月まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和22年3月から24年5月まで、A基地にあったB隊（厚生年金保険の適用事業所としては、C県D事務所E課）で勤務し厚生年金保険に加入していたと思うので調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年3月から24年5月まで、A基地内のB隊で勤務していたと主張しているが、C県D事務所E課の人事記録等が移管されているF局に照会したところ、C県から移管された当時の資料に、申立人に係る記録は無く、申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険庁の記録では、C県D事務所E課が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日であることから、申立期間のうち、22年3月から24年3月までの期間は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立期間のうち、同事業所が適用事業所となった同年4月1日以降の期間について、社会保険事務所の保管する同E課の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したが、いずれも申立人の氏名の記載は無い。

さらに、申立人が氏名を挙げている複数の同僚は、いずれも申立期間において、C県D事務所E課での厚生年金保険の加入記録は無く、申立人が記憶している同僚のうち、連絡の取れた同僚から聴取しても、申立人の勤務期間や保険料控除の事実をうかがわせる具体的な供述を得ることはでき

なかった。

なお、申立人は給与明細書等保険料控除の事実を確認できる関係資料を所持しておらず、ほかに事業主により給与から保険料が控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月1日から28年9月1日まで
② 昭和28年9月1日から32年12月13日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A協同組合B所に勤務していた申立期間①及び協同組合C店に勤務していた申立期間②について、昭和32年12月30日に脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。

しかし、昭和32年12月の協同組合C店の閉店に伴い、同店を退職したが、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する協同組合C店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同店では、適用事業所でなくなった昭和32年12月13日に脱退手当金の支給要件を満たす女性従業員が33人みられる。このうち、1年以内に他事業所で被保険者資格を取得した6人を除く27人の年金記録を調査したところ、22人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち15人は資格喪失日から3か月から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2週間後の昭和32年12月30日に支給

決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から事情を聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。